



平成 27 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F F R I
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鵜 飼 裕 司
(コード番号：3692 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 最 高 財 務 責 任 者 田 中 重 樹
(TEL. 03-6277-1811)

内部統制システムの基本方針一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月13日開催の取締役会において、従来の「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

内部統制システムの基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役は、当社における企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守します。
 - (2) 内部監査において各部門における法令、定款および社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘および改善策の提案等を行います。
 - (3) 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程及び情報管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行ないます。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理については「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施します。
また、各部署において定期的なミーティングを実施し、業務の進捗やリスクの対策又は未然防止に関する報告及び検討を行い、必要に応じて取締役会に報告される体制をとっております。また、内部監査を実施し、リスク管理体制の評価を行うとともに、潜在的なリスクの発生状況を監査します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
 - (1) 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、業務の進捗やリスクに関する事項について審議・評価を行ないます。
 - (2) 当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、中期経営計画・年度予算を策定し、その進捗状況を月次で取締役会に報告します。

(3) 当社は、意思決定事項についての決裁方法、決裁者を定めた職務権限規程及び、各組織の業務分掌を定めた組織職務分掌規程を策定し、業務執行の範囲及び責任を明確化します。

5. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、配置にあたっての具体的な内容について、監査役と協議し検討することとします。

② 監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査補助業務については、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事考課、人事異動および懲戒処分は、監査役の同意を得た上で行うこととします。

③ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとします。

(2) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

① 取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告する他、内部監査の監査結果を報告します。

② 取締役及び使用人は、法令、定款等に違反する恐れのある事実、当社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、監査役に直ちに報告します。

③ その他の事項に関して、監査役から報告を求められた場合は、取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告します。

④ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。

(3) 監査役がその職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

② 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

③ 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

(4) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役、内部監査部門及び監査法人は、必要に応じて相互に情報又は意見の交換を行うなど連携し、監査の実効性の向上を図ります。

6. その他

反社会的勢力排除のための体制

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備します。

以 上